

## 墨田区国民保護計画（令和8年変更）の新旧対照表（図表）

別図表1（P6）

## 変更案

## ■ 東京都（都国民保護計画P6より）

事務又は業務の大綱
1 国民保護計画の作成
2 国民保護協議会の設置、運営
3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4 組織・体制の整備、訓練
5 警報の通知
6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10 交通規制の実施
11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
【警視庁】
1 警報伝達の協力及び退避の指示
2 避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
3 救援の実施（被災者の捜索及び救出）
4 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
5 警戒区域の設定等及び退避の指示
6 緊急交通路を確保するための交通規制の実施
【東京消防庁】
1 消火、救助・救急活動
2 避難住民の誘導
3 危険物等の措置
4 警報伝達の協力
5 生活関連等施設の安全確保に対する協力

## 現 行

## ■ 東京都の事務（都国民保護計画より）

事務又は業務の大綱
1 国民保護計画の作成
2 国民保護協議会の設置、運営
3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4 組織・体制の整備、訓練
5 警報の通知
6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10 交通規制の実施
11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

別図表2 (P7)

変更案

現 行

■ 国（都国民保護計画P7より）

事務又は業務の大綱
<p>1 基本指針の策定</p> <p>2 対処基本方針及び緊急対処事態対処方針の策定</p> <p>3 事態対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進</p> <p>5 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

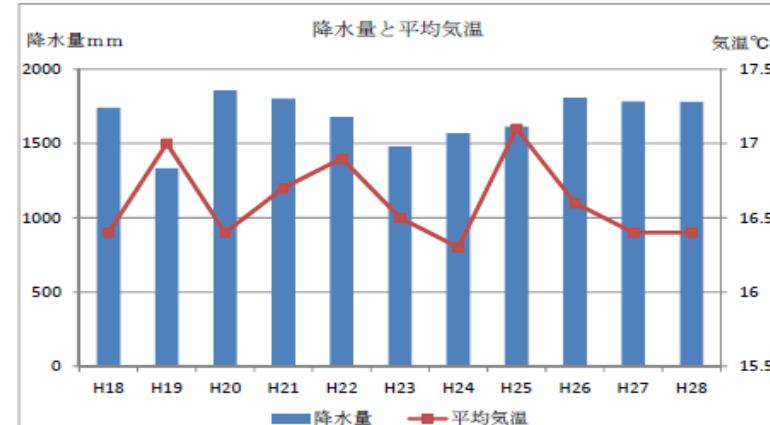
(なし)

別図表3 (P12)

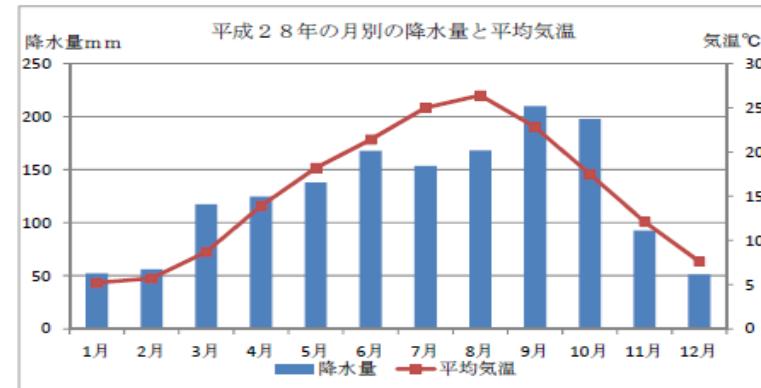
変更案



現 行



降水量と平均気温の推移



月別の降水量と平均気温

別図表4 (P13)

## 変更案

地域別人口 令和5年1月1日午前0時現在（住民基本台帳による）

面積は平成23年土地利用現況調査より

地域名称 (*)	面積 km <sup>2</sup>	年齢階層別人口						人口密度 人/km <sup>2</sup>
		世帯	0歳	5歳	10歳	15歳	65歳	
		～4歳	～9歳	～14歳	～64歳	以上	合計	
堤通・墨田・八広	3.491	31,853	1,980	2,081	2,091	37,055	15,467	58,674
向島・京島・押上	2.611	30,520	1,964	1,917	1,645	35,990	12,651	54,167
東墨田・立花・文花	2.304	18,231	1,034	1,298	1,310	21,253	9,275	34,230
吾妻橋・本所・両国	2.386	31,976	1,788	1,691	1,479	38,075	9,328	52,361
荒平・錦糸・江東橋	1.743	25,577	1,308	1,247	1,202	29,930	8,123	41,810
緑・立川・菊川	1.215	24,123	1,440	1,140	1,019	29,736	5,408	38,743
計	13.750	162,280	9,574	9,374	8,746	192,039	60,252	279,985
								203.6

## 現 行

地域別人口 平成29年1月1日午前0時現在（住民基本台帳による）

面積は平成23年土地利用現況調査より

地域名称 (*)	面積 km <sup>2</sup>	世帯	年齢階層別人口						合計	人口密度 人/km <sup>2</sup>
			0歳	5歳	10歳	15歳	65歳	以上		
堤通・墨田・八広	3.491	29,212	2,055	2,020	2,065	34,974	16,018	57,132	163.7	
向島・京島・押上	2.611	28,157	2,159	1,666	1,616	33,954	12,940	52,335	200.4	
東墨田・立花・文花	2.304	16,922	1,325	1,336	1,378	20,366	9,194	33,599	145.8	
吾妻橋・本所・両国	2.386	27,417	1,978	1,488	1,327	33,769	9,129	47,691	199.9	
荒平・錦糸・江東橋	1.743	23,851	1,698	1,339	1,148	29,109	7,944	41,238	236.6	
緑・立川・菊川	1.215	19,393	1,446	1,055	943	24,726	5,073	33,243	273.6	
計	13.750	144,952	10,661	8,904	8,477	176,898	60,298	265,238	192.9	

別図表5 (P14)

## 変更案

年齢別人口及び人口割合 令和5年1月1日午前0時現在（住民基本台帳による）

	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	合計	備考
人口	9,574	9,374	8,746	192,039	60,252	279,985	
構成割合	3.4%	3.4%	3.1%	68.6%	21.5%	100.0%	

## 現 行

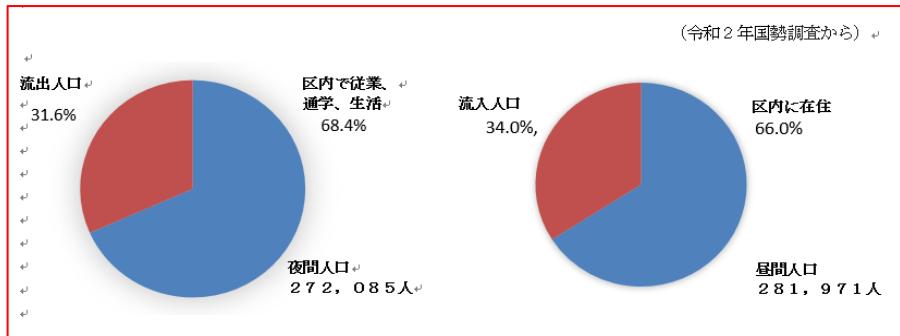
年齢別人口及び人口割合

平成29年1月1日午前0時現在（住民基本台帳による）

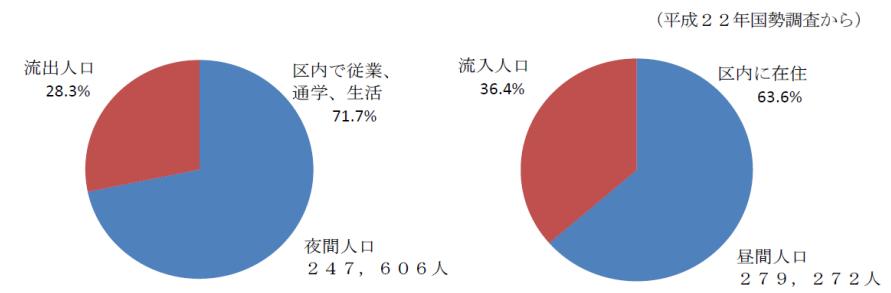
	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	合計	備考
人口(人)	10,661	8,904	8,477	176,898	60,298	265,238	
構成割合	4.0%	3.4%	3.2%	66.7%	22.7%	100.0%	

別図表6 (P14)

変更案

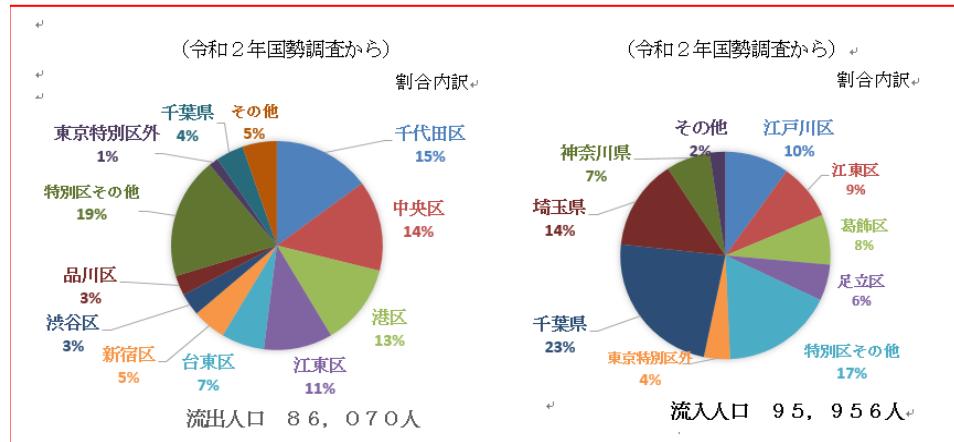


現 行

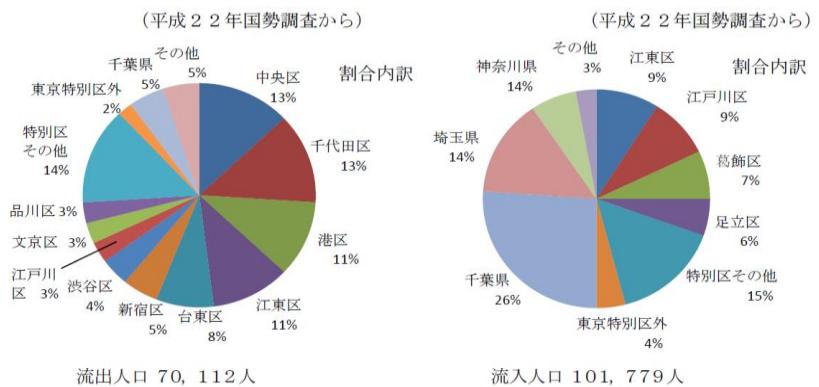


別図表7 (P15)

変更案



現 行



別図表8 (P15)

変更案

外国人 令和5年3月31日午前0時現在

国名	人口	世帯数	構成割合
中国	7,031	4,631	49.4%
韓国及び朝鮮	1,943	1,183	13.7%
フィリピン	1,298	486	9.1%
ベトナム	613	499	4.3%
台湾	529	360	3.7%
タイ	388	172	2.7%
ネパール	358	176	2.5%
米国	251	128	1.8%
モンゴル	147	98	1.0%
その他	1,667	1,050	11.7%
合計	14,225	8,783	

※世帯数は外国人のみの世帯の数

現 行

外国人 平成28年3月31日午前0時現在

国名	人口	世帯数	構成割合
中国	5,359	2,847	48.9%
韓国及び朝鮮	2,047	1,066	18.7%
フィリピン	1,268	320	11.6%
タイ	366	150	3.3%
ベトナム	356	321	3.2%
ネパール	278	169	2.5%
米国	126	77	1.1%
バングラディッシュ	99	59	0.9%
ロシア	81	28	0.7%
その他	984	555	9.0%
合計	10,964	5,592	100.0%

※ 世帯数は外国人のみの世帯の数

別図表9 (P18)

## 変更案

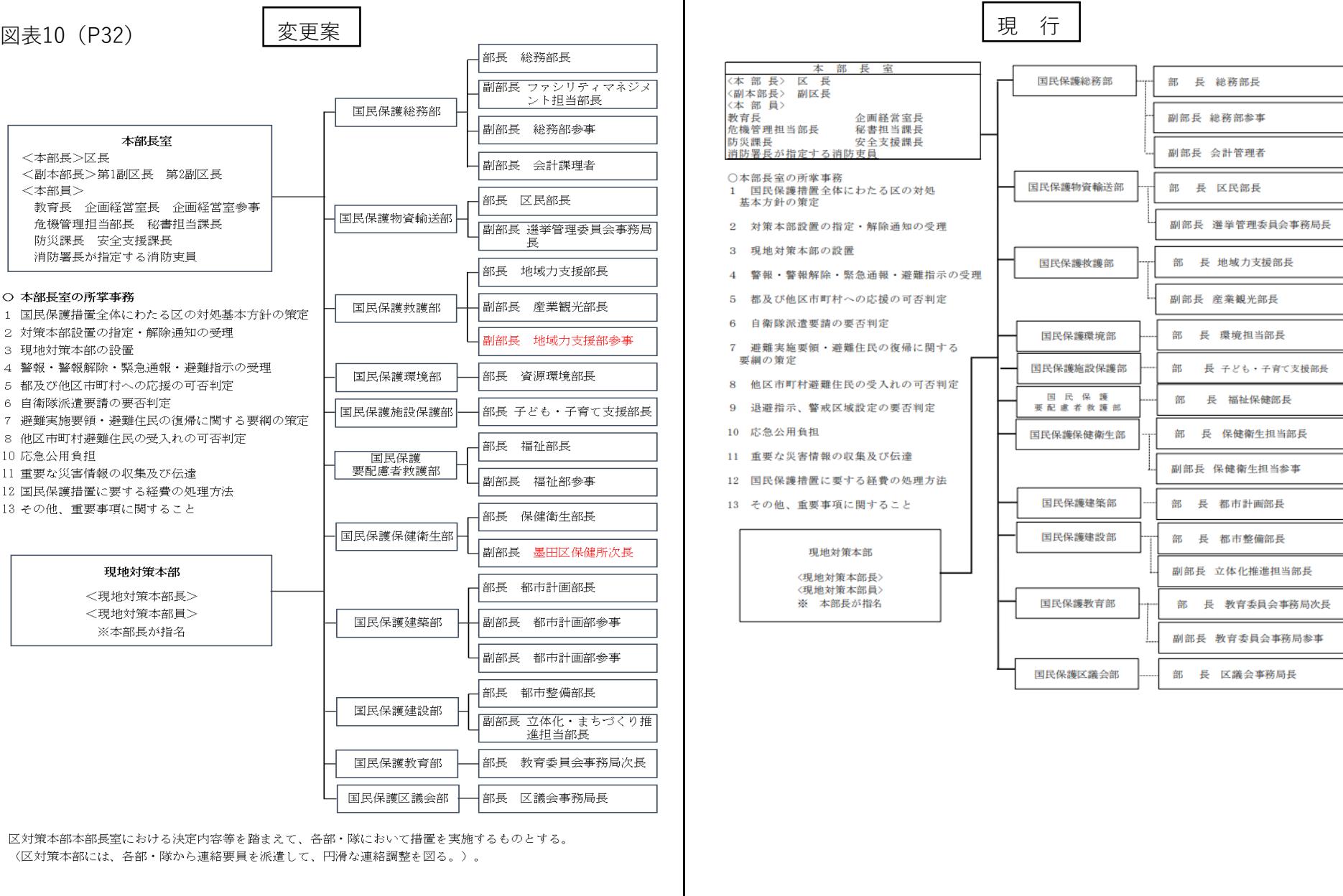
駅名	乗車人員		降車人員	
	令和5年度 (単位:千人)	1日平均 (単位:人)	令和5年度 (単位:千人)	1日平均 (単位:人)
JR東日本	両国	12,596	34,510	12,596
	錦糸町	34,373	94,173	34,373
東武	とうきょうスカイツリー	21,187	58,047	21,037
	曳舟	4,214	11,545	4,311
	東向島	3,306	9,058	3,339
	鐘ヶ淵	2,272	6,225	2,229
	小村井	1,987	5,444	1,953
	東あずま	1,403	3,844	1,343
京成	押上(通過含む)	37,938	103,940	38,712
	曳舟	3,521	9,647	3,367
	八広	2,458	6,734	2,397
都営地下鉄	本所吾妻橋	3,797	10,403	3,651
	押上(通過含む)	39,870	109,233	38,326
	菊川	4,265	11,685	4,204
	両国	5,913	16,200	5,801
東京メトロ	錦糸町	17,944	49,162	18,671
	押上(直通連絡旅客含む)	32,337	88,595	31,663
—資料:「東京都統計年鑑」から—				
※JR東日本については、降車人員の統計がないため、乗車人員と同数を降車人員とする。				

## 現 行

駅名	乗車人員		降車人員		
	平成27年度	1日平均	平成27年度	1日平均	
JR東日本	両 国 錦糸町	14,198,865 38,394,715	38,901 105,191	14,198,865 38,394,715	38,901 105,191
東 武	とうきょうスカイツリー	3,756,291	10,263	3,072,661	8,395
	曳 舟	4,560,700	12,461	4,697,102	12,834
	東 向 島	3,297,867	9,011	3,322,869	9,079
	鐘 ケ 渊	2,311,947	6,317	2,287,229	6,249
	小 村 井	1,995,096	5,451	1,963,166	5,364
	東あずま	1,387,710	3,792	1,344,383	3,673
京 成	押上(通過含む)	36,939,488	100,925	37,212,037	101,671
	押上(通過除く)	4,396,855	12,013	5,523,701	15,092
	曳 舟	3,363,764	9,190	3,293,993	8,999
都営地下鉄	八 広	2,020,038	5,519	1,986,732	5,428
	本所吾妻橋	3,408,847	9,314	3,336,855	9,117
	押上(通過含む)	38,453,506	105,064	37,258,342	101,799
	押上(通過除く)	10,626,579	29,034	9,598,659	26,225
	菊 川	4,329,658	11,830	4,356,832	11,904
東京メトロ	両 国	5,771,595	15,769	5,747,373	15,703
	錦糸町	18,041,664	49,625	18,658,591	50,980
	押上(直通連絡旅客含む)	30,206,208	82,530	29,419,069	80,380
		押上(直通連絡旅客除く)	15,026,123	41,054	14,425,384
					39,413

※JR東日本については、降車人員の統計がないため、乗車人員と同数を降車人員とする。

別図表10 (P32)



別図表11 (P33-41)

## 变更案

機関の名称		事務または業務の大綱
本部長室事務局	【企画情報隊】 □都市市計画部危機管理担当 防災課 安全支援課 企画経営室 行政経営担当	①本部長室の庶務に関する事。 ②被害情報等の情報統括に関する事。 ③本部指令等の伝達に関する事。 ④都、関係機関及び国民保護対策本部各部との連絡調整並びに通信の統括に関する事。 ⑤災害救助法の適用要請に関する事。 ⑥災害復旧計画の企画立案に関する事。 ⑦災害復興本部準備室の設置に関する事。 ⑧国民保護対策本部の運営に関する事。 ⑨警報、緊急通報及び避難の指示の伝達及び通知に関する事。 ⑩安否情報の提供及び知事への報告に関する事。 ⑪武力攻撃災害の兆候に関する知事への通知に関する事。 ⑫特殊標章等の交付及び使用許可に関する事。 ⑬土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件 の使用若しくは収用に係る損失補償に関する事。 ⑭気象情報の把握及び伝達に関する事。
	【秘書隊】 □企画経営室 秘書担当	① 本部長・副本部長の秘書に関する事。 ② 本部長室他隊の活動支援に関する事。
	【受援隊】 □企画経営室 政策担当 □ファシリティマネジメント担当 財産管理課	①都からの受援に関する事 ②協定締結自治体からの受援に関する事 ③本部長室事務局他隊の活動支援に関する事
	【広報隊】 □企画経営室 広報広聴担当	①災害に関する広報広聴及び被災者相談に関する事。 ②報道機関との連絡に関する事。 ③災害状況その他の記録に関する事。

現行

部隊名	業務内容
国民保護統務部	
総務隊（隊長 総務課長／副隊長 行政改革推進担当 議長、副 参考事（公共施設マネジメント担当）、 政策担当 課長、職員課長、 人権同和、男女 共同参画課長）	度務班（秘書、庶務、文書管理、法務） ①国民保護対策本部の運営に関すること。 ②庁舎の管理に関すること。 ③車両、船艇等の調達及び配車に関すること。 ④民間協力団体及びボランティア等の受け入れと派遣に関すること。 ⑤避難の指示の解除の公示に関すること。 ⑥工作物等保管の公示に関すること。 ⑦部内各隊に属さないこと。 ⑧他の部及び他の隊に属さないこと。 ※保育園からの要請に対し、職員を派遣する。
企画情報班（防災課、安全支援課、行政改革推進担当、政策担当）	①国民保護対策本部の運営に関すること。 ②被害情報等の統括に関すること。 ③本部長室の庶務及び本部指令等の伝達に関すること。 ④警報、緊急通報及び避難の指示の伝達及び通知に関すること。 ⑤自衛隊の部隊等の派遣要請の連絡に関すること。 ⑥安否情報の提供及び知事への報告に関すること。 ⑦武力攻撃災害の状況に関する知事への通知に関すること。 ⑧特殊標準等の交付及び使用許可に関すること。 ⑨土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用に係る損失償償に関すること。 ⑩都、関係機関及び国民保護対策本部各部との連絡調整並びに通信の統括に関すること。 ⑪区民への情報提供等に関すること。 ⑫災害復旧計画の企画立案に関すること。 ⑬気象情報の把握及び伝達に関すること。
健康管理班（健康福利、給与）	①本部職員の応急手当及び救援に関すること。 ②本部職員の給食に関すること。 ③本部職員の給与に関すること。 ④本部職員の健康管理に関すること。 ⑤国民保護業務事務職員の災害補償に関すること。
状況調査班（住民異動、出張所）	①出張所事務要領に定めるそれぞれの実態調査管轄区域内における被害状況等の情報収集及び連絡に関すること。 ②罹災証明書の交付に関すること。 ③出張所の管理及び利用者の保護に関すること。【出張所】 ④区立保健育児への援護活動に関すること。【出張所】 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
人事班（人事）	①本部職員の勤怠に関すること。 ②本部職員の身分及び服務に関すること。 ③労働力の供給に関すること。
人権班（人権同和、男女共同参画課、社会福祉会館、すみだ女性センター）	①人権問題等の相談に関すること。 ②女性のための相談に関すること。 ③人権施策、男女共同参画の普及・啓発に関すること。
広報隊（隊長 広報広聴担当課長）	広報班（広報、区域情報担当、報道、区報） ①災害に関する広報広聴及び被災者相談に関すること。 ②報道機関との連絡に関すること。 ③災害の状況その他の記録に関すること。
財務・経理隊（財政担当課長／副隊長 契約課長）	財務班（財政） 契約班（管財、契約） ①国民保護措置に係る予算に関すること。 ②隊内の借の延に属さないこと。 ①資材、器材等の契約及び検査に関すること。 会計管理班（出納、審査） ①支出命令等の審査及び現金の出納に関すること。 ②義援金品等の受領、出納、保管及び配分に関すること。 ③国民保護措置の実施に必要な資器材等の出納に関すること。

別図表11 (P33-41)

## 変更案

機関の名称		事務または業務の大綱
【総務隊】 □総務部 総務課 法務課		①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 ②庁舎の管理に関すること。 ③車両、艇船等の調達及び配車に関すること。 ④民間協力団体の受入れと派遣に関すること。 ⑤協力団体への要請に関すること。 ⑥災害時ボランティアの派遣に関すること。 ⑦部内各隊に属さないこと。 ⑧他の部に属さないこと。
		①本部職員の勤員に関すること。 ②労働力の供給に関すること。 ③本部職員の応急手当及び救護に関すること。 ④本部職員の給食に関すること。 ⑤本部職員の給与に関すること。 ⑥国民保護業務従事職員の災害補償に関すること。 ⑦本部職員の身分及び臍帯に関すること。 ⑧本部職員の健康管理に関すること。
		①人権問題等の相談に関すること。 ②女性のための相談に関すること。 ③人権施策、男女共同参画の普及・啓発に関すること。 ④区立保育園・認定こども園への援助活動に関すること。【社会福祉会館】
		①施設の管理及び利用者の保護に関すること。【各出張所】 ②被災者生活再建支援に関すること。 ③出張所事務要領に定める実態調査管轄区域内における被害状況等の情報収集及び報告に関すること。 ④ 住家被害認定調査及び罹災台帳の作成に関すること。 ⑤ 罹災証明書の交付に関すること。 ⑥ 区立保育園・認定こども園への援助活動に関すること。【各出張所】 ⑦ 指定管理施設との連絡に関すること。【緑・東向島出張所】
【罹災・捜索隊－罹災班】 □区民部 窓口課（住民異動） 出張所		

## 現 行

国民保護物資輸送部 第 1 物 資 輸 送 隊 (隊長 国保年金課長)	第 1 班 (こくほ庶務、こくほ資格、こくほ給付、こくほ保険料、国民年金、後期高齢者医療賃貸料・給付、後期高齢者医療保険料)	①輸送用車両、物資運搬作業機器及び運転者調達の要請に関すること。 ②物資輸送計画の策定及び輸送ルートの選定に関すること。 ③避難住民の運送計画の策定及び運送ルートの選定に関すること。 ④給水の要請に関すること。 ⑤飲料水及び食糧品の輸送に関すること。 ⑥生活必需品、燃料等の輸送に関すること。 ⑦その他の備蓄物資及び資器材の輸送に関すること。 ⑧義援品の輸送に関すること。 ⑨指定された職員は情報システム機器の復旧を優先する。
第 2 物 資 輸 送 隊 (隊長 情報システム担当課長)	第 1 班 (情報システム)	①輸送用車両、物資運搬作業機器及び運転者調達の要請に関すること。 ②物資輸送計画の策定及び輸送ルートの選定に関すること。 ③避難住民の運送計画の策定及び運送ルートの選定に関すること。 ④給水の要請に関すること。 ⑤飲料水及び食糧品の輸送に関すること。 ⑥生活必需品、燃料等の輸送に関すること。 ⑦その他の備蓄物資及び資器材の輸送に関すること。 ⑧義援品の輸送に関すること。
第 3 物 資 輸 送 隊 (隊長 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局委員会事務局長)	第 1 班 (選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)	①輸送用車両、物資運搬作業機器及び運転者調達の要請に関すること。 ②物資輸送計画の策定及び輸送ルートの選定に関すること。 ③避難住民の運送計画の策定及び運送ルートの選定に関すること。 ④給水の要請に関すること。 ⑤飲料水及び食糧品の輸送に関すること。 ⑥生活必需品、燃料等の輸送に関すること。 ⑦その他の備蓄物資及び資器材の輸送に関すること。 ⑧義援品の輸送に関すること。
国民保護救援部 第 1 収容隊 (隊長 地域活動推進課長)	第 1 班 (地域活動推進)	①罹災者の救護及び受け入れに関すること。 ②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。 ③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。 ④避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 ⑤安否情報の収集に関すること。 ⑥避難所の開設及び運営に関すること。 ⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関すること。 ⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。 ⑨部内各隊及び避難所との連絡に関すること。 ⑩部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 ⑪応急給水に関すること。
第 2 班 (統計)		①罹災者の救護及び受け入れに関すること。 ②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。 ③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。 ④避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 ⑤安否情報の収集に関すること。 ⑥避難所の開設及び運営に関すること。 ⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関すること。 ⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。 ⑨応急給水に関すること。
第 2 収容隊 (隊長 稲荷課長)	第 1 班 (税務)	①罹災者の救護及び受け入れに関すること。 ②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。 ③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。 ④避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 ⑤安否情報の収集に関すること。 ⑥避難所の開設及び運営に関すること。 ⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関すること。 ⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。 ⑨応急給水に関すること。

別図表11 (P33-41)

## 変更案

## 現 行

機関の名称		事務または業務の大綱
	【罹災・捜索隊 - 捜索班】 □区民部 窓口課（庶務・照明・戸籍）	<p>①遺体の搜索に関すること。</p> <p>②遺体収容所の設置に関すること。</p> <p>③遺体収容所への遺体の搬送に関すること。</p> <p>④遺体の一時保存に関すること。</p> <p>⑤遺体の火葬の取扱いに関すること。</p> <p>⑥遺族への遺骨引渡しに関すること。</p> <p>⑦身元不明遺体の取扱いに関すること。</p> <p>⑧部内各隊の救援活動の支援に関すること。</p> <p>⑨罹災台帳の作成に関すること。</p> <p>⑩罹災者証明の交付に関すること。</p>
国民保護総務部	【財務・経理隊】 □企画経営室 財政担当 □総務部 契約課 □会計管理室 □福祉部 地域福祉課	<p>①国民保護措置に係る予算に関すること。[財務班]</p> <p>②国民保護措置に係る物資、器材等の調達に関すること。 [契約班]</p> <p>③工事に関すること。[契約班]</p> <p>④支出命令書等の審査及び現金の出納に関すること。[会計管理班]</p> <p>⑤義援品の受領、出納、保管等に関すること。[会計管理班]</p> <p>⑥義援金の受領、出納、保管等に関すること。[会計管理班]</p> <p>⑦契約班調達物資の出納に関すること。[会計管理班]</p> <p>⑧災害弔慰金の支給に関すること。[被災者支援班]</p> <p>⑨災害障害見舞金の支給に関すること。[被災者支援班]</p> <p>⑩災害救護資金の貸付けに関すること。[被災者支援班]</p> <p>⑪被災者生活再建支援金の支給に関すること。[被災者支援班]</p> <p>⑫すみだボランティアセンターの維持管理に関すること。 [被災者支援班]</p> <p>⑬隊内の他の班に属さないこと。[財務班]</p> <p>⑭国民保護措置の実施に必要な資機材等の出納に関すること [会計管理班]</p>

第2班（諒悟）	<p>①罹災者の救援及び受け入れに関すること。</p> <p>②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。</p> <p>③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。</p> <p>④避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。</p> <p>⑤安否情報の収集に関すること。</p> <p>⑥避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関すること。</p> <p>⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。</p> <p>⑨応急給水に関すること。</p>
第3班（納税）	第2班と同じ。
第3班（収容隊（隊長 基幹指揮課長／副 隊長 経営支援課 長）	<p>①罹災者の救援及び受け入れに関すること。</p> <p>②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。</p> <p>③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。</p> <p>④避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。</p> <p>⑤安否情報の収集に関すること。</p> <p>⑥避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関すること。</p> <p>⑧生括用資物等の価格安定措置に関すること。</p> <p>⑨収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。</p> <p>⑩隊内各隊及び避難所との連絡に関すること。</p> <p>⑪応急給水に関すること。</p>
第2班（施業訓練）	<p>①罹災者の救援及び受け入れに関すること。</p> <p>②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。</p> <p>③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。</p> <p>④避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。</p> <p>⑤安否情報の収集に関すること。</p> <p>⑥避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関すること。</p> <p>⑧生括用資物等の価格安定措置に関すること。</p> <p>⑨収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。</p> <p>⑩応急給水に関すること。</p>
第4班（収容隊（隊長 文化芸術振興課 長）	<p>①罹災者の救援及び受け入れに関すること。</p> <p>②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。</p> <p>③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。</p> <p>④避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。</p> <p>⑤安否情報の収集に関すること。</p> <p>⑥避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関すること。</p> <p>⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。</p> <p>⑨隊内各隊及び避難所との連絡に関すること。</p> <p>⑩応急給水に関すること。</p>
第2班（保護第七）	<p>①罹災者の救援及び受け入れに関すること。</p> <p>②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。</p> <p>③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。</p> <p>④避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。</p> <p>⑤安否情報の収集に関すること。</p> <p>⑥避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関すること。</p> <p>⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。</p> <p>⑨応急給水に関すること。</p>
第5班（教育隊（隊長 地域教育支援課 長）	<p>①罹災者の救援及び受け入れに関すること。</p> <p>②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関すること。</p> <p>③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。</p> <p>④避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。</p> <p>⑤安否情報の収集に関すること。</p> <p>⑥避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関すること。</p> <p>⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。</p> <p>⑨文化財の保護に関すること。</p> <p>⑩応急給水に関すること。</p>

別図表11 (P33-41)

## 変更案

機関の名称		事務または業務の大綱
国民保護物資輸送部	【第1～3物資輸送隊】	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。[第1物資輸送隊] ②輸送用車両、物資運搬作業機器及び運転者調達の要請に関すること。 ③物資輸送計画の策定及び輸送ルートの選定に関すること。 ④地域内輸送拠点の開設・運営に関すること。 ⑤倉庫管理者の派遣に関すること ⑥給水の要請に関すること。 ⑦飲料水及び食糧品の輸送に関すること。 ⑧生活必需品、燃料等の輸送に関すること。 ⑨情報システム機器の復旧に関すること。[第2物資輸送隊] ⑩その他の備蓄物資及び資器材の輸送に関すること。 ⑪義捐品の輸送に関すること。 ⑫避難住民の運送計画の策定及び運送ルートの選定に関すること。
	□区民部	
	国保年金課	
	□企画経営室	
	I C T 推進担当	
	□選挙管理委員会事務局	
	□監査委員事務局	
	【管理隊】	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 ②各収容隊との連絡調整に関する事。 ③他部との連絡調整に関する事。
	□地域力支援部	
	地域活動推進課	
国民保護救護部	【第1～7収容隊】	①避難所等への職員の派遣に関する事。 ②罹災者の救護及び受入れに関する事。 ③避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関する事。 ④避難所の開設及び運営に関する事。 ⑤食糧品の供給に関する事。 ⑥飲料水・生活用水の供給に関する事。 ⑦生活必需品の供給に関する事。 ⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 ⑨自隊の業務進捗状況の把握及び報告に関する事。[各隊1班] ⑩指定管理者施設の確認及び指示に関する事。[指定管理者施設を所管する隊] ⑪日本語のわからない外国人保護に関する事。[各隊1班] ⑫文化財の保護に関する事。[第5収容隊] ⑬避難行動要支援者の確認に関する事。[第6収容隊第2班] ⑭避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。[全収容隊]
	□総務部	
	総務課（統計係）	
	□地域力支援部	
	地域活動推進課	
	文化芸術振興課	
	□産業観光部	
	産業振興課	
	経営支援課	
	□区民部	
	税務課	
	□福祉部	
	地域福祉課	
	生活福祉課（保護第七・医療）	
	□子ども・子育て支援部	
	子育て支援課	
	指導検査課	
	□資源環境部	
	環境保全課	
	□教育委員会事務局	
	学務課	
	地域教育支援課	

## 現 行

第2班（文化財）	①罹災者の救護及び受入れに関する事。 ②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関する事。 ③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 ④避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 ⑤安否情報の収集に関する事。 ⑥避難所の開設及び運営に関する事。 ⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関する事。 ⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 ⑨文化財の保護に関する事。 ⑩応急給水に関する事。
第6収容隊（隊長／副隊長／子育て支援隊長）	①罹災者の救護及び受入れに関する事。 ②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関する事。 ③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 ④避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 ⑤安否情報の収集に関する事。 ⑥避難所の開設及び運営に関する事。 ⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関する事。 ⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 ⑨前内各隊及び避難所との連絡に関する事。 ⑩応急給水に関する事。
第2班（子育て計画、児童手当・医療助成）	①罹災者の救護及び受入れに関する事。 ②避難場所又は一時滞在施設への避難誘導に関する事。 ③避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 ④避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 ⑤安否情報の収集に関する事。 ⑥避難所の開設及び運営に関する事。 ⑦食糧品、物資及び飲料水の供給に関する事。 ⑧収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 ⑨応急給水に関する事。
保護隊（隊長／生活福祉課長）	①前内各隊の救護活動の支援に関する事。 ②発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関する事。（ただし、おおむね1週間程度以降から実施） ③隊内の他の班に属さない事。
第1班（保護第一）	①前内各隊の救護活動の支援に関する事。 ②発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関する事。（ただし、おおむね1週間程度以降から実施）
第2班（保護第二）	第1班と同じ。
第3班（保護第三）	第1班と同じ。
第4班（保護第四）	第1班と同じ。
第5班（保護第五）	第1班と同じ。
第6班（保護第六）	第1班と同じ。
捜索隊（隊長／副長）	①遭体の捜索に関する事。 ②遭体収容所の設置に関する事。 ③遭体収容所への遭体の搬送に関する事。 ④遭体の一時保存に関する事。 ⑤遭体の火葬の取扱いに関する事。 ⑥遭族への遺骨引渡しに関する事。 ⑦身元不明遭体の取扱いに関する事。 ⑧前内各隊の救護活動の支援に関する事。 ⑨隊内の他の班に属さない事。
第2班（証明）	①遭体の捜索に関する事。 ②遭体収容所の設置に関する事。 ③遭体収容所への遭体の搬送に関する事。 ④遭体の一時保存に関する事。 ⑤遭体の火葬の取扱いに関する事。 ⑥遭族への遺骨引渡しに関する事。 ⑦身元不明遭体の取扱いに関する事。 ⑧前内各隊の救護活動の支援に関する事。 ⑨罹災者の証明の交付に関する事。
第3班（戸籍）	第2班と同じ。（⑨を除く。）

別図表11 (P33-41)

## 変更案

機関の名称		事務または業務の大綱
国民保護教護部	(前頁から続き)	⑩避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 ⑪安否情報の収集に関すること。 ⑫生活関連物資等の価格安定措置に関すること。
	【保護隊】 □福祉保健部 生活福祉課（管理、保護第一～六）	①部内各隊の救護活動の支援に関すること。[管理班] ②発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関すること。 ③生活保護制度に基づく保護等に関すること。 ④隊内の他の班に属さないこと。
	【帰宅困難者対策隊】 □産業観光部 観光課	①情報収集に関すること。 ②一斉帰宅の抑制に関すること。 ③駆前滞留者対策協議会現地対策本部の設置運営に関すること。 ④一時滞在施設等の開設に関すること。
	□福祉保健部 生活福祉課（自立支援、経理）	⑤一時滞在施設等への職員の派遣に関すること。 ⑥一時滞在施設等への避難誘導に関すること。 ⑦一時滞在施設等に滞在する帰宅困難者への対応に関すること。 ⑧帰宅困難者の帰宅誘導に関すること（4日目以降）。 ⑨部内の救護活動の支援に関すること。 ⑩部内各隊の教育活動支援に関すること。
	【環境保全隊】 □資源環境部 環境保全課 環境政策課	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 ②二次災害の防止に関すること。 ③清掃隊への支援に関すること。 ④部内の他の隊に属さないこと。 ⑤隊内の他の班に属さないこと。[第1班]
	【清掃隊】 □資源環境部 すみだ清掃事務所	①環境保全隊との連絡調整に関すること。[管理庶務班] ②隊内の連絡調整及び庶務に関すること。[管理庶務班] ③隊内の他の班に属さないこと。[管理庶務班] ④災害廃棄物処理実施計画の策定及び調整に関すること。[処理計画調整班] ⑤関係機関との調整及び要請に関すること。[処理計画調整班] ⑥廃棄物収集等の広報に関すること。[処理計画調整班] ⑦被害情報の把握及び収集に関すること。[調査指導班] ⑧災害廃棄物の処理に関すること。[第1・2処理作業班] ⑨区立保育園への援助活動の実施に関すること。[第1・2処理作業班]

## 現 行

帰宅困難者対策隊 (隊長 繁光課長)	第1班 (観光)	①一時滞在施設等の開設に関すること。 ②一時滞在施設等への職員の派遣に関すること。 ③一時滞在施設等への避難誘導に関すること。 ④一時滞在施設等に滞在する帰宅困難者への対応に関すること。 ⑤帰宅困難者の帰宅誘導に関すること。 ⑥部内各隊の教育活動支援に関すること。
	第2班 (相談)	第1班と同じ。
	第3班 (経理)	第1班と同じ。
国民保護環境部	環境保全隊 (隊長 清境管理) 環境保全課長	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 ②二次災害の防止に関すること。 ③清掃隊への支援に関すること。 ④部内の他の隊に属さないこと。 ⑤隊内の他の班に属さないこと。
	第2班 (緑化推進)	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 ②二次災害の防止に関すること。 ③清掃隊への支援に関すること。 ④部内の他の隊に属さないこと。
	第3班 (指導調査)	第2班と同じ。
	清掃隊 (隊員 すみだ清掃事務所長)	①環境保全隊との連絡調整に関すること。 ②隊内の連絡調整及び庶務に関すること。 ③隊内の他の班に属さないこと。
	処理計画・調整班 (計)	①第1がれき仮置場の確保に関すること。 ②屎尿処理計画の策定及び要請に関すること。 ③がれき処理計画の策定及び調整に関すること。
	調査指導班 (啓発指導)	①廃棄物収集等の広報に關すること。 ②被害情報の把握及び収集に關すること。
	処理作業班 (作業、管理 (車両))	①ごみの収集作業計画の策定及び再利用に關すること。 ②ごみの収集及び運搬に關すること。 ③区立保育園への援助活動の実施に關すること。
	第1施設保育隊 (隊長 子ども施設課長 / 副隊長 子育て政策課長)	①部内各隊との連絡及び部の庶務に關すること。 ②本部等との情報連絡に關すること。 ③他の部の災害対策活動の支援に關すること。
	第2班 (入園)	第1班と同じ。
	第3班 (子育て政策)	第1班と同じ。
国民保護環境部	第4班 (児童館)	第1班と同じ。
	第5班～第27班 (保育園、子育て支援総合センター)	①施設利用者の保護に關すること。 ②施設の保全及び管理に關すること。 ③臨時休園(休館)の措置に關すること。 ④退避の指示に係る措置の実施に關すること。 ⑤警戒区域の設定に係る警戒区域への入りの制限又は禁止及び警戒区域から退出命令の実施に關すること。 ⑥他の部の実施する国民保護措置の支援に關すること。 ⑦ろ過機による飲料水の供給に關すること。(ろ過機設置施設のみ。)
	第2施設保護隊 (隊長 スポーツ・学習課長 / 副隊長 オリンピック・パラリンピック準備室長)	①隊構成各施設との連絡調整に關すること。 ②他の部の実施する国民保護措置の支援に關すること。 ③隊内の他の班に属さないこと。
	第2班 (すみだ生涯学習センター)	①施設利用者の保護に關すること。 ②施設の保全及び管理に關すること。 ③臨時休館の措置に關すること。 ④退避の指示に係る措置の実施に關すること。 ⑤警戒区域の設定に係る警戒区域への入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退出命令の実施に關すること。 ⑥他の部の実施する国民保護措置の支援に關すること。 ⑦ろ過機による飲料水の供給に關すること。(ろ過機設置施設のみ。) ⑧区立保育園への援助活動の実施に關すること。 ⑨保健官からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。(指定施設のみ。)
	第3班 (すみだ郷土文化資料館)	第2班と同じ。

別図表11 (P33-41)

## 変更案

機関の名称		事務または業務の大綱
国民保護施設保護部	【施設保護隊】 □子ども・子育て支援部 子ども施設課 子育て政策課 子育て支援総合センター □地域力支援部 スポーツ振興課 □教育委員会事務局 地域教育支援課 ひきふね図書館	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること【第1施設保護隊第1班】 ②施設被害状況等の集約に関すること。【第1施設保護隊第1～2班】 ③他の部の災害対策活動に関すること。【第1施設保護隊第1～2班】 ④施設利用者の保護に関すること。【第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊】 ⑤施設及び周辺被害の調査に関すること。【第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊】 ⑥施設の保全及び管理に関すること。【第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊】 ⑦他の部の実施する国民保護措置の支援に関すること。【第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊】 ⑧区立保育園・認定こども園への援助活動の実施に関すること。【第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊】 ⑨臨時休園（休館）の措置に関すること。【第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊】 ⑩退避の指示に係る措置の実施に関すること。【第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊】 ⑪警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域から退去命令の実施に関すること。【第1施設保護隊第3班～、第2～3施設保護隊】
		⑫部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。【第1班】
		⑬障害者・高齢者施設との連絡調整に関すること。
		⑭避難行動要支援者の安否確認及び救護に関すること。
		⑮要配慮者救護所の開設・運営に関すること。
		⑯福祉避難所の開設・運営に関すること。
		⑰ボランティアの派遣要請及び受け入れに関すること。
		⑱施設利用者等の保護に関すること。【ふれあいセンター、障害者すみだふれあいセンター】
		⑲施設の保全及び管理に関すること。【ふれあいセンター、障害者就労支援センター】
		⑳部内の救護活動の支援に関すること。【ふれあいセンター、すみだ障害者就労支援センター】
		㉑区立保育園への援助活動の実施に関すること。【ふれあいセンター】

## 現 行

第3施設保護隊 (隊長 ひきふね図書館長)	第1班 (ひきふね図書館) ①施設利用者の保護に関すること。 ②施設の保全及び管理に関すること。 ③臨時休館の措置に関すること。 ④退避の指示に係る措置の実施に関すること。 ⑤警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 ⑥他の部の災害対策活動の支援に関すること。 ⑦区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ⑧障内(ひの内)の他(ほか)の要請に対し、職員を派遣すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣すること。
第2班 (緑図書館)	①施設利用者の保護に関すること。 ②施設の保全及び管理に関すること。 ③臨時休館の措置に関すること。 ④退避の指示に係る措置の実施に関すること。 ⑤警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 ⑥他の部の実施する国民保護措置の支援に関すること。 ⑦ろ過機による飲料水の供給に関すること。(ろ過機設置施設のみ。) ⑧区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣すること。
第3班 (立花図書館)	第2班と同じ。
第4班 (八広図書館)	第2班と同じ。
国民保護要配慮者救護部	第1班 (管理・計画課 隊長 介護保険課 副隊長 高齢者 障害者福祉課長、障 害者福祉課課長) ①障害者・高齢者施設との連絡調整に関すること。 ②障害者、認知症、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ住帯の安否確認並びに出勤要請の措置等に関すること。 ③障害者・高齢者施設の収容者に対する食品・飲料水の供給及び物資の貸与に関する本部各隊との調整並びに出勤要請の措置等に関すること。 ④福祉ボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。 ⑤前の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 ⑥障内(ひの内)の他(ほか)の要請に対し、職員を派遣すること。
第2班 (支援、地域支援、相談)	①障害者・高齢者施設との連絡調整に関すること。 ②障害者、認知症、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ住帯の安否確認並びに出勤要請の措置等に関すること。 ③障害者・高齢者施設の収容者に対する食品・飲料水の供給及び物資の貸与に関する本部各隊との調整並びに出勤要請の措置等に関すること。 ④福祉ボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。
第3班 (庶務、事業者、障害者給付、障害者相談、施設整備)	第2班と同じ。
第4班 (墨田福祉作業所)	①墨田福祉作業所の管理及び施設利用者等の保護に関すること。 ②部内の救護活動の支援に関すること。
第5班 (すみだふれあいセンター)	①すみだふれあいセンターの管理及び施設利用者等の保護に関すること。 ②部内の救護活動の支援に関すること。 ③区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣すること。
第6班 (すみだ障害者就労支援総合センター)	①すみだ障害者就労支援総合センターの管理及び施設利用者等の保護に関すること。 ②部内の救護活動の支援に関すること。
国民保健衛生部	保健計画班 (保健計画、健康推進) ①緊急医療救護所及び医療救護所の設置に関すること。 ②医療救護班等の派遣に関すること。 ③医療救護、消毒、防疫等保健衛生に係る計画及び広報に関すること。 ④赤十字標準等の使用に関する知事に対する許可申請に関すること。 ⑤本部等との情報連絡に関すること。 ⑥都、市、区、町、村等の医療機関との連絡に関すること。 ⑦要配慮者の食支援の管理に関すること。 ⑧部内の他(ほか)の要請に対し、職員を派遣すること。

別図表11 (P33-41)

## 変更案

機関の名称		事務または業務の大綱
国民保護保健衛生部	□保健衛生部 保健計画課 生活衛生課 保健予防課	①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること ②医療救護活動拠点の設置・運営に関すること ③都及び関係団体との連携調整に関すること ④人員調整等に関すること ⑤保健衛生に係る計画及び広報に関すること ⑥医療・防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること ⑦災害対策センターの設置・運営に関すること ⑧要配慮者の食支援の管理に関すること ⑨受援調整に関すること ⑩医療救護活動に係る情報管理・分析に関すること。 ⑪医療提供に係る調整、連携に関すること ⑫避難所救護所の運営、関係機関との調整に関すること ⑬すみだ保健予育で総合センターの安全確保・避難誘導に関すること ⑭赤十字標準等の使用に関する知事に対する許可申請に関すること。 ⑮危険物質等による汚染拡大の防止措置に関すること。 ⑯区立保育園への援助活動の実施に関すること。
		①医療救護所の設置・運営に関すること
		①ペットの同行避難に関すること ②巡回保健活動に関すること ③ねずみ族・昆虫等の駆除及び消毒に関すること。 ④動物の保護・管理に関すること。 ⑤飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関すること。 ⑥食品衛生の指導に関すること。
		①情報の収集及び提供、並びに部内各隊との連絡に関すること。 ②防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること。 ③感染症対策に関すること。 ④メンタルケアに関すること。 ⑤非常時優先業務の調整・実施に関すること
		①相談体制の整備に関すること。 ②災害時避難行動要支援者の支援に関すること。
		①巡回保健活動に関すること ②要配慮者（乳幼児及び高齢者等）の救護に関すること。 ③健康相談・メンタルヘルスケア・衛生管理に関すること。 ④災害時避難行動要支援者の支援に関すること。

## 現 行

環境衛生指導班（生活衛生）	①医療・防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること。 ②ねずみ族・昆虫等の駆除及び消毒に関すること。 ③動物の保護・管理に関すること。 ④飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関すること。 ⑤危険物質等による汚染拡大の防止措置に関すること。 ⑥情報収集及び提供、並びに各隊との連絡に関すること。
食品衛生指導班（食品衛生）	食品衛生の指導に関すること。
防疫医療班（感染症、検査）	①医療救護に関すること。 ②情報の収集及び提供、並びに部内各隊との連絡に関すること。 ③防疫に関すること。
第1保健衛生隊（隊長：向島保健センター所長）	①医療救護に関すること。 ②情報の収集及び提供、並びに部内各隊との連絡に関すること。 ③防疫に関すること。 ④区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ⑤保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
保健活動班（保健指導）	①乳幼児及び高齢者等の救護に関すること。 ②避難所における健康相談に関すること。 ③地域における巡回相談に関すること。 ④要配慮者の食支援活動に関すること。 ⑤その他必要な保健活動を実施する。
第2保健衛生隊（隊長：本所保健センター所長）	①医療救護に関すること。 ②情報収集及び提供、並びに部内各隊との連絡に関すること。 ③防疫に関すること。 ④区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ⑤保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
保健活動班（保健指導）	①乳幼児及び高齢者等の救護に関すること。 ②避難所における健康相談に関すること。 ③地域における巡回相談に関すること。 ④要配慮者等の食支援活動に関すること。 ⑤その他必要な保健活動を実施する。
国民保護建築部	
第1建築隊（隊長：都市計画課長）	①本部等との情報連絡に関すること。 ②部内各隊からの情報の収集及び報告に関すること。 ③区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ④部内の他の隊に属さないこと。（情報連絡に関すること。）
調査支援班（都市計画・開発調整、被災まちづくり）	①部内各隊の活動状況の把握及び報告に関すること。 ②部内各隊の支援態勢の調整及び報告に関すること。 ③情報連絡担当の活動の支援に関すること。 ④部内の他の隊に属さないこと。（調整支援に関すること。）
第2建築隊（隊長：住宅課長／副隊長：被災住宅、公営住宅）	①応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。 ②応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 ③設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 ④土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の工作物の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 ⑤隊内の他の隊に属さないこと。
第1班（計画、高齢者住宅課長／副隊長：被災住宅、公営住宅）	①応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。 ②応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 ③設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 ④土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の工作物の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 ⑤隊内の他の隊に属さないこと。
第2班（被災、立体化・築ヶ瀬、不燃化・耐震化）	①被災住宅等の応急危険度判定及び応急修理の実施計画に関すること。 ②被災住宅等の応急危険度判定に関すること。 ③被災住宅等の補強工作及び応急修理、その他被災予防の指導に関すること。 ④修理資材の確保に関すること。 ⑤設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 ⑥土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の工作物の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 ⑦東京都被災地危険度判定地域連絡協議会に関すること。 ⑧隊内の他の隊に属さないこと。
第3建築隊（隊長：建築指導課長）	①被災住宅等の応急危険度判定及び応急修理の実施計画に関すること。 ②被災住宅等の応急危険度判定に関すること。 ③被災住宅等の補強工作及び応急修理、その他被災予防の指導に関すること。 ④修理資材の確保に関すること。 ⑤設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 ⑥土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の工作物の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 ⑦隊内の他の隊に属さないこと。
第1班（事務、指導、構造、設備、調査、監察、道路）	

別図表11 (P33-41)

## 変更案

機関の名称		事務または業務の大綱
【第1建築隊】 □都市計画部 都市計画課		<p>①都の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。[情報連絡班]</p> <p>②区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況の把握及び報告に関すること。[情報連絡班]</p> <p>③家屋被害概況調査にすること。[調整支援班]</p> <p>④家屋被害状況調査（被災度調査）にすること。（～1ヶ月程度）[調整支援班]</p> <p>⑤情報連絡班の活動支援にすること。[調整支援班]</p> <p>⑥都内の他の隊に属さないこと。[調整支援班]</p>
【第2建築隊】 □都市計画部 住宅課 密集市街地整備推進課		<p>①区管理住宅の被害状況の確認にすること。</p> <p>②応急仮設住宅の設置及び管理の計画にすること。</p> <p>③応急仮設住宅の設営及び管理にすること。</p> <p>④公的住宅及び民間住宅の提供にすること。</p> <p>⑤隊内の他の班に属さないこと。[第1班]</p> <p>⑥設備及び物件の除去、保安等の事前措置にすること。</p> <p>⑦土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。</p>
【第3建築隊】 □都市計画部 建築指導課 不燃・耐震促進課		<p>①被災建築物の応急危険度判定にすること。</p> <p>②被災家屋等の補強工作及び応急修理、その他被害予防の指導にすること。</p> <p>③被災宅地の応急危険度判定にすること。</p> <p>④設備及び物件の除去、保安等の事前措置にすること。</p> <p>⑤土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。</p>
【宮澤隊】 □ファシリティマネジメント担当 公共施設マネジメント推進課		<p>①情報の収集及び連絡調整、報告にすること。[第1班]</p> <p>②避難所等の調査、応急修理、補強工作にすること。</p> <p>③応急仮設住宅の設計と発注にすること。</p>

## 現 行

常総隊（隊長 常総隊長）	第1班（建築）	<p>①避難所等の被災度調査実施計画及び応急修理に関すること。          ②避難所等の被災度調査に関すること。          ③避難所等の修理、補強工作に関すること。          ④修理及び補強資材の保管に関すること。          ⑤応急仮設住宅の設計と発注に関すること。          ⑥設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。          ⑦土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。          ⑧隊内の他の班に属さないこと。</p>
	第2班（設備）	<p>①避難所等の被災度区分調査実施計画及び応急修理に関すること。          ②避難所等の被災度区分調査に関すること。          ③避難所等の修理、補強工作に関すること。          ④修理及び補強資材の保管に関すること。          ⑤応急仮設住宅の設計と発注に関すること。          ⑥設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。          ⑦土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。</p>
市民保護建設部	常務隊（隊長 都市整備課長）	<p>常務隊（庶務・水防）</p> <p>①本部等との情報連絡に関すること。          ②防災無線の送受信に関すること。          ③工作場跡への協力要請等に関すること。          ④各隊活動状況の把握及び支援態勢の調整に関すること。          ⑤公共土木施設の応急復旧計画の作成に関すること。          ⑥隊内の他の隊に属さないこと。</p>
	調査班（都市整備、河川、細街路対策）	<p>①公共土木施設の被害状況の調査、収集及び報告に関すること。          ②注意を要する箇所のパトロールに関すること。          ③設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。          ④河川及び護岸の安全対策の計画の作成に関すること。          ⑤隊内の他の隊に属さないこと。          ⑥土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。</p>
	第一工務隊（隊長 土木管理課長／副隊長、立体化推進課長）	<p>工務班（土木管理）</p> <p>①隊の編制、防災活動状況の把握に関すること。          ②情報の収集並びに連絡、報告に関すること。          ③その他各班に属さないこと。</p>
	工務班（古用・織原、用地調査、交通安全、立体化推進）	<p>①工事現場の安全対策に関すること。          ②河川、道路、公園等のパトロールに関すること。          ③道路、公園等の障害物の排除に関すること。          ④河川、護岸の安全対策に関すること。          ⑤公共土木施設（古用工作含む）の安全対策並びに被害状況の調査及び報告に関すること。          ⑥応急復旧工事に関すること。          ⑦設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。          ⑧土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。</p>
	第二工務隊（隊長 道路公園課長／副隊長、拠点整備課長）	<p>工務班（計画調査（道路））</p> <p>①隊の編制、防災活動状況の把握に関すること。          ②情報の収集並びに連絡、報告に関すること。          ③その他各班に属さうこと。</p>
	第一工務班（計画調査（公園）、工事、維持、拠点整備）	<p>①工事現場の安全対策に関すること。          ②河川、道路及び公園等のパトロールに関すること。          ③道路、公園等の障害物の排除に関すること。          ④河川及び護岸の安全対策に関すること。          ⑤公共土木施設（古用工作含む）の安全対策並びに被害状況の調査及び報告に関すること。          ⑥設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。          ⑦土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。          ⑧応急復旧工事に関すること。</p>

別図表11 (P33-41)

## 変更案

機関の名称		事務または業務の大綱
国民保護建設部	【庶務隊】 □都市整備部 都市整備課 □立体化・まちづくり推進担当 立体化推進課 拠点整備課 まちづくり調整課	<p>①本部及び巡査隊等との情報連絡に関すること。          ②応急復旧計画の策定に関すること。          ③工作協力隊への協力要請等に関すること。          ④災害復旧事業に関すること。          ⑤公共土木施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること。          ⑥河川及び護岸の安全対策計画の作成に関すること。</p> <p>⑦注意を要する箇所のパトロールに関すること。</p>
	【巡査隊】 □都市整備部 土木管理課 道路・橋りょう課 公園課	<p>①工事現場の安全対策に関すること。          ②河川、道路、公園等のパトロールに関すること。          ③道路、公園等の障害物の排除に関すること。          ④公共土木施設（占用物件含む）の安全対策並びに被害状況の調査及び報告に関すること。          ⑤河川、護岸の安全対策に関すること。          ⑥応急復旧工事に関すること。</p>
	【庶務隊】 □教育委員会事務局 庶務課 すみだ教育研究所	<p>①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。[第1班]          ②学校及び幼稚園施設の被害状況集約及び応急復旧に関すること。          ③園児、児童及び生徒の被災状況調査に関すること。          ④災害復旧事業に関すること。</p>
	【学校教育隊】 □教育委員会事務局 学務課	<p>①学用品等の調達及び供給に関すること。          ②被災校への給食及び保健衛生指導に関すること。</p>
	【学校施設隊】 □教育委員会事務局 指導室	<p>①教職員の避難所運営の支援要請に関すること。          ②応急教育計画の作成に関すること。          ③隊内の他の班に属さないこと。[第1班]</p>
	【区議会隊】 □区議会事務局	<p>①部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。          ②区議会議員の安否確認に関すること。          ③区議会との連絡調整に関すること。</p>

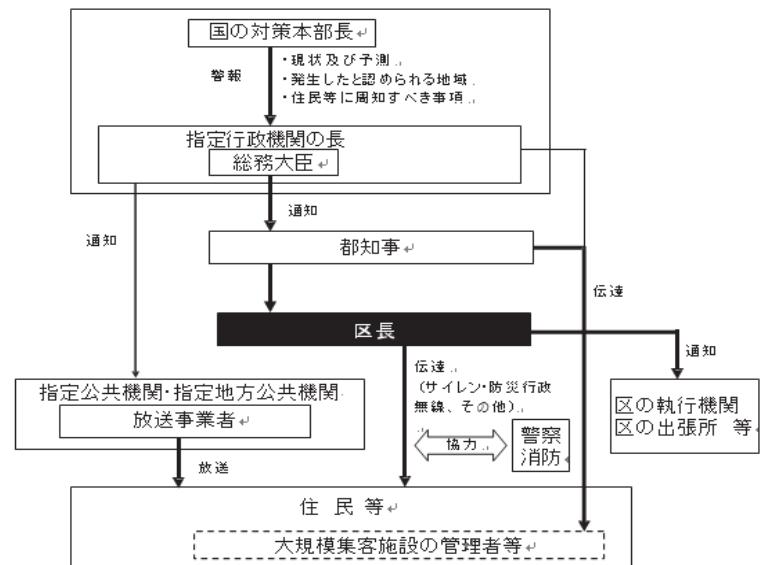
## 現 行

第二工務班（総合土木事務所）	<p>①工事現場の安全対策に関すること。          ②河川、道路及び公園等のパトロールに関すること。          ③道路、公園等の障害物の排除に関すること。          ④河川及び護岸の安全対策に関すること。          ⑤公共土木施設（占用物件含む）の安全対策並びに被害状況の調査及び報告に関すること。          ⑥応急復旧工事に関すること。          ⑦応急出動に関すること。          ⑧設備及び物件の除去、保安等の事前措置に關すること。          ⑨土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他の物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に關すること。</p>																		
国民保護教育部	<table border="1"> <tr> <td>庶務隊（隊長：庶務・教職務課長／副隊長：施設） すみだ教育研究所長</td><td> <p>①学校及び幼稚園との連絡に関すること。          ②児童、生徒及び園児の被災状況調査に関すること。          ③学校及び幼稚園施設の応急復旧に関すること。          ④本部等との情報連絡に関すること。          ⑤隊内の他の隊に属さないこと。</p> </td></tr> <tr> <td>第2班（企画、法規、教育情報、技術担当）</td><td> <p>①学校及び幼稚園との連絡に関すること。          ②児童、生徒及び園児の被災状況調査に関すること。          ③学校及び幼稚園施設の応急復旧に関すること。          ④第2班と同じ。</p> </td></tr> <tr> <td>第3班（指導主任・すみだ教育研究所）</td><td> <p>①学用品等の調達及び供給に関すること。          ②被災校への給食及び保健衛生指導に関すること。</p> </td></tr> <tr> <td>学校教育隊（隊長：学校課長）</td><td> <p>①教職員の避難所運営の支援要請に関すること。          ②応急教育計画の作成に関すること。          ③隊内の他の班に属さないこと。</p> </td></tr> <tr> <td>学校施設隊（隊長：指導室長）</td><td> <p>①学校及び幼稚園施設の保全及び管理に関すること。          ②避難收容施設運営への協力に関すること。          ③児童、生徒及び園児の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること。          ④応急教育計画に関すること。          ⑤国民保護教育に関すること。</p> </td></tr> <tr> <td>第2班～第43班（小・中学校・幼稚園）</td><td> <p>①区議会との連絡調整に関すること。          ②本部等との情報連絡に関すること。</p> </td></tr> <tr> <td>国民保護区議会部</td><td> <table border="1"> <tr> <td>区議会隊（隊長：区議会事務局次長）</td><td> <p>①区議会との連絡調整に関すること。          ②本部等との情報連絡に関すること。</p> </td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td>現地対策本部</td><td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害及び復旧状況の情報収集及び分析に関すること。</li> <li>2 本部等との情報連絡に関すること。</li> <li>3 国、都及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 現地派遣員の役割分担及び調整に関すること。</li> <li>5 自衛隊派遣要請、追従指示及び警戒区域設定に係る意見の具に関すること。</li> <li>6 本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。</li> <li>7 各種相談業務の実施に関すること。</li> <li>8 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。</li> </ol> </td></tr> </table>	庶務隊（隊長：庶務・教職務課長／副隊長：施設） すみだ教育研究所長	<p>①学校及び幼稚園との連絡に関すること。          ②児童、生徒及び園児の被災状況調査に関すること。          ③学校及び幼稚園施設の応急復旧に関すること。          ④本部等との情報連絡に関すること。          ⑤隊内の他の隊に属さないこと。</p>	第2班（企画、法規、教育情報、技術担当）	<p>①学校及び幼稚園との連絡に関すること。          ②児童、生徒及び園児の被災状況調査に関すること。          ③学校及び幼稚園施設の応急復旧に関すること。          ④第2班と同じ。</p>	第3班（指導主任・すみだ教育研究所）	<p>①学用品等の調達及び供給に関すること。          ②被災校への給食及び保健衛生指導に関すること。</p>	学校教育隊（隊長：学校課長）	<p>①教職員の避難所運営の支援要請に関すること。          ②応急教育計画の作成に関すること。          ③隊内の他の班に属さないこと。</p>	学校施設隊（隊長：指導室長）	<p>①学校及び幼稚園施設の保全及び管理に関すること。          ②避難收容施設運営への協力に関すること。          ③児童、生徒及び園児の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること。          ④応急教育計画に関すること。          ⑤国民保護教育に関すること。</p>	第2班～第43班（小・中学校・幼稚園）	<p>①区議会との連絡調整に関すること。          ②本部等との情報連絡に関すること。</p>	国民保護区議会部	<table border="1"> <tr> <td>区議会隊（隊長：区議会事務局次長）</td><td> <p>①区議会との連絡調整に関すること。          ②本部等との情報連絡に関すること。</p> </td></tr> </table>	区議会隊（隊長：区議会事務局次長）	<p>①区議会との連絡調整に関すること。          ②本部等との情報連絡に関すること。</p>	現地対策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害及び復旧状況の情報収集及び分析に関すること。</li> <li>2 本部等との情報連絡に関すること。</li> <li>3 国、都及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 現地派遣員の役割分担及び調整に関すること。</li> <li>5 自衛隊派遣要請、追従指示及び警戒区域設定に係る意見の具に関すること。</li> <li>6 本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。</li> <li>7 各種相談業務の実施に関すること。</li> <li>8 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。</li> </ol>
庶務隊（隊長：庶務・教職務課長／副隊長：施設） すみだ教育研究所長	<p>①学校及び幼稚園との連絡に関すること。          ②児童、生徒及び園児の被災状況調査に関すること。          ③学校及び幼稚園施設の応急復旧に関すること。          ④本部等との情報連絡に関すること。          ⑤隊内の他の隊に属さないこと。</p>																		
第2班（企画、法規、教育情報、技術担当）	<p>①学校及び幼稚園との連絡に関すること。          ②児童、生徒及び園児の被災状況調査に関すること。          ③学校及び幼稚園施設の応急復旧に関すること。          ④第2班と同じ。</p>																		
第3班（指導主任・すみだ教育研究所）	<p>①学用品等の調達及び供給に関すること。          ②被災校への給食及び保健衛生指導に関すること。</p>																		
学校教育隊（隊長：学校課長）	<p>①教職員の避難所運営の支援要請に関すること。          ②応急教育計画の作成に関すること。          ③隊内の他の班に属さないこと。</p>																		
学校施設隊（隊長：指導室長）	<p>①学校及び幼稚園施設の保全及び管理に関すること。          ②避難收容施設運営への協力に関すること。          ③児童、生徒及び園児の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること。          ④応急教育計画に関すること。          ⑤国民保護教育に関すること。</p>																		
第2班～第43班（小・中学校・幼稚園）	<p>①区議会との連絡調整に関すること。          ②本部等との情報連絡に関すること。</p>																		
国民保護区議会部	<table border="1"> <tr> <td>区議会隊（隊長：区議会事務局次長）</td><td> <p>①区議会との連絡調整に関すること。          ②本部等との情報連絡に関すること。</p> </td></tr> </table>	区議会隊（隊長：区議会事務局次長）	<p>①区議会との連絡調整に関すること。          ②本部等との情報連絡に関すること。</p>																
区議会隊（隊長：区議会事務局次長）	<p>①区議会との連絡調整に関すること。          ②本部等との情報連絡に関すること。</p>																		
現地対策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害及び復旧状況の情報収集及び分析に関すること。</li> <li>2 本部等との情報連絡に関すること。</li> <li>3 国、都及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 現地派遣員の役割分担及び調整に関すること。</li> <li>5 自衛隊派遣要請、追従指示及び警戒区域設定に係る意見の具に関すること。</li> <li>6 本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。</li> <li>7 各種相談業務の実施に関すること。</li> <li>8 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。</li> </ol>																		

別図表12 (P51)

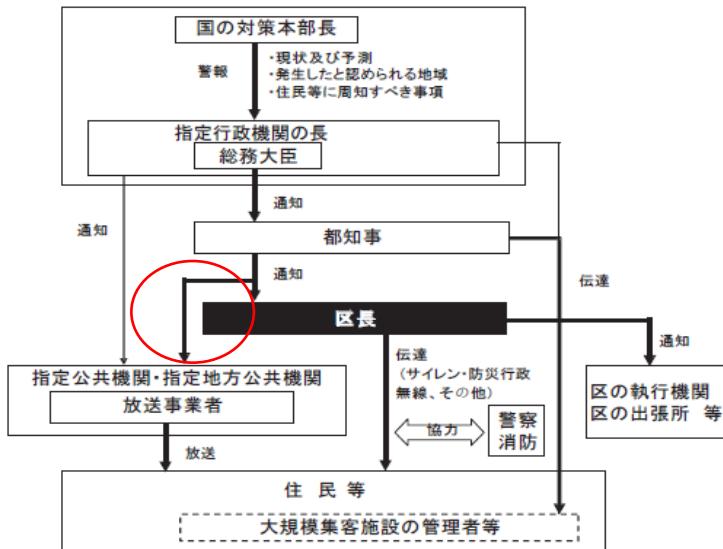
## 変更案

## 【区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



## 現 行

## 【区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



別図表13 (P113-114)

## 変更案

部の名称	平素の業務
企画経営室	(略)
ファシリティマネジメント担当	1 国民保護に関する公有財産に関すること。
総務部	(略)
区民部	(略)
地域力支援部	(略)
産業観光部	(略)
福祉部	(略)
保健衛生部	(略)
子ども・子育て支援部	(略)
都市計画部	(略)
都市計画部 危機管理担当	(略)
都市整備部	(略)
立体化・まちづくり推進担当	1 鉄道立体化の総括に関すること。 2 まちづくりの推進に関すること。
資源環境部	1 ごみ、がれき、し尿処理計画に関すること。 2 資源環境部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
会計管理室	(略)
区議会事務局	(略)
選挙管理委員会事務局	(略)
監査委員事務局	(略)
教育委員会事務局	(略)

## 現 行

部の名称	平素の業務
企画経営室	(略)
総務部	(略)
区民部	(略)
地域力支援部	(略)
産業観光部	(略)
福祉保健部	(略)
福祉保健部 保健衛生担当	(略)
子ども・子育て支援部	(略)
都市計画部	(略)
都市計画部 危機管理担当	(略)
都市整備部	(略)
都市整備部 環境担当	1 ごみ、がれき、し尿処理計画に関すること。 2 区民活動推進部環境担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関するこ と。
都市整備部立体 推進担当	1 鉄道立体化の総括に関すること。 2 駅周辺のまちづくりの推進に関すること。
会計管理室	(略)
区議会事務局	(略)
選挙管理委員会事務局	(略)
監査委員事務局	(略)
教育委員会事務局	(略)

別図表14 (P136)

## 変更案

## 【収集・管理すべき資料】

情報	内容
区地図	・対策本部職員等が同一の地図を共有し、卓上に広げることが可能な大きさの地図
人口	・町丁目別の人口・世帯数 ・町丁目別の中外人人口・世帯数 ・昼夜別人口
災害時要配慮者	・町丁目別の中外人人口・世帯数 ・国籍別の中外人人口・世帯数 ・町丁目別の中介護高齢者数 ・町丁目別的心身障害者数 ・避難行動要支援者名簿
道路網	・避難経路として想定される国道、都道、区道等の道路のリスト
輸送力	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設 備蓄物資	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ・備蓄物資の所在地、種類、数量等のリスト
生活関連等施設	・避難住民の誘導に影響を与える可能性のある一定規模以上のもの
大規模集客施設	・施設の所在地、種別、規模等についてのデータ
関係機関連絡先・協定	・国、都、他自治体、消防、警察、民間事業者等一覧 ・関係機関等との締結した協定一覧
住民防災組織連絡先 (町会・自治会)	・代表者及びその代理の者の住所、連絡先等

## 現 行

## 【収集・管理すべき資料】

情報	内容
区地図	・対策本部職員等が同一の地図を共有し、卓上に広げることが可能な大きさの地図
人口	・町丁目別の人口・世帯数 ・町丁目別の中外人人口・世帯数 ・昼夜別人口
災害時要配慮者	・町丁目別の中外人人口・世帯数 ・国籍別の中外人人口・世帯数 ・町丁目別の中介護高齢者数 ・町丁目別的心身障害者数
道路網	・避難経路として想定される国道、都道、区道等の道路のリスト
輸送力	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設 備蓄物資	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ・備蓄物資の所在地、種類、数量等のリスト
生活関連等施設	・避難住民の誘導に影響を与える可能性のある一定規模以上のもの
大規模集客施設	・施設の所在地、種別、規模等についてのデータ
関係機関連絡先・協定	・国、都、他自治体、消防、警察、民間事業者等一覧 ・関係機関等との締結した協定一覧
住民防災組織連絡先 (町会・自治会)	・代表者及びその代理の者の住所、連絡先等

別図表15 (P140)

## 変更案

施設区分	定義等
屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設
避難所 (※)	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

「避難施設の指定状況」（内閣官房資料）を基に作成  
※ 都が指定している施設には、災害対策基本法における福祉避難所も含む。

## 現 行

区分	用 途	施 設 (例示)
指定避難所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース ※ ・地下街 ※ 等
福祉避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避 難 場 所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

別図表16 (P142)

変更案

備蓄・整備する物資及び資材	
防災と兼ねる備蓄	国民保護措置に必要な備蓄
食糧、飲料水、被服、毛布、医薬品、燃料、仮設テント、その他生活必需品等	安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服(防護衣、マスク、手袋、ブツ)、放射線測定装置、ガス探知機、消毒液、その他汚染物質除染器具等

現 行

備蓄・整備する物資及び資材	
防災と兼ねる備蓄	国民保護措置に必要な備蓄
食糧、飲料水、被服、毛布、医薬品、燃料、仮設テント、その他生活必需品等	安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、その他汚染物質除染器具等